

商工業者の皆様へ

令和2年度山形県新・生活様式対応 支援補助金（小規模事業者支援型） 募集のお知らせ



新型コロナからの経済回復に向け、小規模事業者が新しい生活様式への対応を目的に行う新たな取組みを後押しするため、山形県知事が認定したものに対し補助金を交付します。

◇補助率・補助金額

- (1) 補助率：3 / 4 以内（事業費が40万円以上となる事業が対象。）
- (2) 補助金額：30万円～60万円 ※補助金の額は千円単位
- (3) 補助対象経費：機械装置等費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、設備処分費、委託費、外注費、感染防止対策費、消耗品費

※新しい生活様式への対応に結びつかないものは、補助対象外です。

◇補助対象となる事業

小規模事業者が新型コロナによる多くの困難を乗り越えるために取り組む、新しい生活様式への対応に資する事業

【取組み事業の例】

- 店舗や工場の改装（非対面型の商談スペースを確保。お客様と距離を保って会計を行う。作業場内の従業員間の距離を十分保つ。）
- 機械設備の導入（生産販売拡大のためのオーブン・冷凍冷蔵庫の設置。空気清浄機付きエアコンの設置。デリバリー用機材の購入。移動販売、宅配用車両の購入。など）
- IT関連（HPの設置や改良。ECサイトの構築。キャッシュレス決済、オンライン予約の導入など）
- 広報（感染防止の為に啓発ポスターやチラシの製作。新型コロナウイルス感染拡大の影響により、離れた顧客を呼び戻す為の新サービス開始告知の為に看板設置、チラシ印刷、タウン誌への広告掲載。）

☆事業のやり方はいろいろ考えられますので、アイデアをお聞かせください。

応募資格、方法等は次ページです。

◇補助対象事業者

山形県内に事業所を有する**小規模事業者**で、新型コロナによる多くの困難を乗り越えるため、新しい生活様式への対応に取り組む者。

(ただし、応募要領内の「別掲：反社会的勢力排除に関する制約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、補助事業の実施期間内・補助事業完了後も該当しないことを誓約すること。※詳細は募集要領参照)

○小規模事業者とは（本事業における定義）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	従業員数 5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	従業員数20人以下
製造業その他	従業員数20人以下

※注：上の従業員は「常時使用する従業員」です。

○補助対象経費の50%以上を県内事業者（県内に本社・本店または支社・支店・営業所等を有する事業者）から調達する事業を優先採択します。

◇補助事業実施期間・実績報告

(1) 補助事業実施期間

補助金交付決定の日（ただし、令和2年4月7日（国の緊急事態宣言の発令日）まで遡及可能）から令和3年2月12日（金）まで

(2) 実績報告書提出期限

事業終了後30日以内、または令和3年2月19日（金）のいずれか早い日

◇応募手続き

(1) 応募受付先：村山市商工会（お近くの商工会・商工会議所）

(2) 応募期間：令和2年7月10日(金)～令和2年7月22日(水)

<商工会必着>

※申請様式・応募要領は、県商工会連合会HPよりダウンロードの上、ご利用下さい。➤ <http://www.shokokai-yamagata.or.jp/newlifestyle/>

☆商工会による認定が必要です。**7月15日（水）まで**相談をお願いします。

☆注意：感染拡大防止等に伴う、感染防止対策費・消耗品費は対象経費が予め決まっています。（詳細は応募要領を参照願います。）

お問合せ、お申込み：村山市商工会 TEL0237-55-4311 Fax55-4312